

令和5年3月30日	
担当課	総務局人事管理部人事課
所属長	課長 木山 幸介
電話	06-6489-6177

職場の秩序を乱した職員の懲戒処分について

1 被処分者

総務局 一般職員（50歳代・男性）

2 処分内容

戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

3 処分日

令和5年3月30日

4 処分の概要

被処分者は、令和4年7月7日、職場の朝礼時に、その場にはいなかった同僚職員を揶揄する不適切な発言を行い、また、令和4年7月11日には、来庁した市民に対して暴言を放ち、職場の秩序を著しく乱した。

こうした行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるため、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分として、戒告する。

以上